

一般社団法人兵庫県社会福祉士会 役員候補者選出に関する細則

細則第1号

2010年1月23日制定

2015年4月18日改正

(目的)

第1条 この細則は、一般社団法人兵庫県社会福祉士会（以下、「本会」という。）役員候補者及び役員選出に関する規則（以下、「規則」という。）に基づき、役員候補者選出に関する細則事項を定めることを目的とする。

(改選年)

第2条 役員改選は、西暦偶数年ごとに、その年の通常総会において行う。ただし、定款に定める役員任期が変更された場合や、役員に欠員が生じ、その後任者の選任が必要な場合等、やむをえない事由があるときはこの限りではない。

2 理事会は、前項の改選実施について、その4カ月前から会員へ広報しなければならない。

(選挙管理委員の公募)

第3条 理事会は、規則第7条に規定する選挙管理委員会を設置するため、前条第1項に規定する改選年の1月末日までに、選挙管理委員の公募を開始しなければならない。

2 公募期間は、その都度理事会で定める。

(選挙管理委員の応募方法)

第4条 選挙管理委員に応募する者は、本会事務局あてに、所定の応募用紙に必要事項を記入し、郵送またはFAX、Eメールにて提出しなければならない。

2 前項のうち、Eメールを利用する場合は、所定の応募用紙を添付しなければならない。

3 第1項の応募受付事務は、本会事務局が行う。

(選挙管理委員会の編成)

第5条 選挙管理委員会は、規則第8条第1項の規定により、応募者の中から抽選で3人を選出する。

2 抽選は、無作為な方法を用いて事務局が実施する。

3 事務局は、前項の抽選結果を速やかに応募者全員に通知する。

4 応募者が3人に満たないときは、その不足する人数を理事会の推薦により決定するも

のとする。

(選挙管理委員の名簿公表)

第6条 会長は、選挙管理委員が確定次第、遅くとも改選年の3月末日までに、その名簿を会報等により会員に公表しなければならない。

(選挙の公示)

第7条 選挙管理委員会は、改選年の3月末日までに、規則第7条第3項の公示を行わなければならない。

(公示内容)

第8条 前条の公示内容は、次に掲げる事項を明示するものとする。

- (1) 理事候補者の区分並びに理事候補者・監事候補者の定数
- (2) 任期
- (3) 立候補受付開始日
- (4) 立候補受付締切日
- (5) 立候補手続き
- (6) 選出時期
- (7) 選出方法
- (8) その他必要事項

(会員理事候補者・会員監事候補者の立候補資格要件)

第9条 規則第6条第1項第1号に基づく正会員の資格要件は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

- (1) 選挙管理委員会が第8条の公示を行った時点で、本会の正会員として在籍していること
- (2) 海外に在住していないこと
- (3) 本会の年会費が未納でないこと

(推薦者の要件)

第10条 推薦者である正会員の資格要件は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

- (1) 選挙管理委員会が第8条の公示を行った時点で、本会の正会員として在籍していること
- (2) 本会の年会費が未納でないこと

(会員地区ブロック推薦理事候補者の立候補資格要件及び選出方法)

第 1 1 条 規則第 3 条第 1 項第 2 号に基づく会員地区ブロック推薦理事候補者の資格要件は、第 9 条に準じ、地区ブロックにて候補者を選出する。

(立候補受付期間)

第 1 2 条 選挙管理委員会は、規則第 7 条第 4 項の規定に基づき、20 日以上 30 日を超えない範囲で会員理事候補者・会員監事候補者の立候補の受付期間を定め、改選年の 4 月末日までにこれを完了させなければならない。

(立候補届様式)

第 1 3 条 会員理事候補者・会員監事候補者に立候補する者は、所定の「様式 1」に立候補理由を明記し届け出なければならない。

2 立候補者の自署及び捺印のないものは無効とする。

(推薦書様式)

第 1 4 条 第 10 条に規定する会員理事候補者・会員監事候補者を推薦する者は、所定の「様式 2」に推薦理由を明記して届け出なければならない。

2 推薦者の自署及び捺印のないものは無効とする。

3 立候補者確認印のないものは無効とする。

(応募手続)

第 1 5 条 会員理事候補者・会員監事候補者の立候補者は、第 13 条の立候補届を提出するときは、3 人の正会員から第 14 条の推薦書を受領し、とりまとめて選挙管理委員会あてに郵送し、提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、規則第 6 条第 1 項第 3 号の提出期限を過ぎたものは提出がなかったものとみなす。

(立候補者の名簿等情報の公表)

第 1 6 条 選挙管理委員会は、規則第 9 条の規定に基づき、会員理事候補者・会員監事候補者の立候補簿等の情報を次の通り、会報等により会員に公表する。

(1) 理事候補者・監事候補者の立候補区分

(2) 氏名

(3) 性別

(4) 年齢

(5) 会員番号

(6) 勤務先名称及び職種内容

(7) 現住所地名（市区町村名のみ）

- (8) 主な活動歴（社会福祉士会での活動歴及び勤務先での職務経歴）
- (9) 立候補の理由・抱負
- (10) 推薦者氏名、会員番号及び推薦理由

(投票及び投票方法)

第17条 規則第5条の規定に基づく、投票は、総会出席者による投票及び期日前投票とし、投票方法は次のとおりとする。

- (1) 選挙は、あらかじめ指定された投票用紙に、立候補者の中から1名選択し、氏名を記入して投票する
- (2) 投票は単記無記名投票とする
- (3) 投票用紙に2名以上の氏名が記入された場合は、これを無効票とする。また、氏名の誤記入については、選挙管理委員会の判断に委ねる
- (4) 期日前投票は、郵便による投票とし、指定された期日までに到着したものを有効とする

(役員候補者の決定)

第18条 役員候補者の決定は、次の通りとする。

- (1) 総会における投票数及び期日前投票の投票数の合計数が、第8条にて公示した定数に至るまでの上位者を役員候補者とする。なお、第8条にて公示した定数の順位となる者が複数のため第8条にて公示した定数を上回った場合は、同順位者を対象に、くじ引きにより決する
- (2) 候補者が定数を下回る場合は、立候補者を役員候補者とする

(改廃)

第19条 この細則を改廃するときは、理事会の承認を得なければならない。

附 則

この規則は、2010年1月23日から施行する。

附 則

この規則は、2012年2月25日から施行する。

附 則

この規則は、2015年4月18日から施行する。